

群馬県立女子大学施設等のロケーション撮影利用受入れ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）が所有又は管理する施設及び財産等（以下、「本学所有施設等」という。）において映画やテレビ番組等のロケーション撮影利用を受け入れる場合の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ基準等)

第2条 本学所有施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、この要領に則り、ロケーション撮影利用を受け入れることとする。

2 群馬県公立大学法人施設等貸付規程により使用許可又は運用等を行うものとする。

3 前項に掲げるもの以外の基準は次による。

(1) 制作する映像作品等の内容が社会通念や公序良俗に反しないこと。

(2) 当該ロケーション撮影利用が、本学所有施設等の目的又は用途の妨げにならないこと。

(3) 当該ロケーション撮影利用の規模等に応じて専任の保安要員等を配置するなど、本学所有施設等の管理が適切に行われること。

(4) 当該ロケーション撮影利用に当たっては、施設管理者が指示する事項を遵守して行われること。

(5) 当該ロケーション撮影を行う者（法人又は個人）が、群馬県暴力団排除条例第2条の各号に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等ではないこと。また、使用責任者を明確にできる者であること。

4 前各号にかかわらず、施設管理者は、本学所有施設等の目的及び用途の他、管理・運営体制、施設の特異性、近隣環境等を考慮し、それらに支障が認められる場合は、ロケーション撮影利用を認めないこととする。

(使用許可等の区分)

第3条 ロケーション撮影利用を受け入れるときは、施設管理者は群馬県公立大学法人施設等貸付規程に基づき、使用許可等の手続きを行う。

なお、使用許可等を行った後であっても、本来業務に係る緊急の事態が発生した場合は、必要に応じロケーション撮影利用に係る使用許可等の変更又は取り消しをすることができる。

また、当該ロケーション撮影利用に際し生じた事故等は使用許可を受けた法人又は個人の責任において処理するものとする。

(申込み受付、調整及び使用許可等)

第4条 ロケーション撮影の受入れに際し、施設管理者は、次の各号の手順を参考にして、申込みの受付、調整及び使用許可等の手続きを行う。

(1) 受付

施設管理者は、ロケーション撮影利用の申請者から次の事項を記載した申請書及び添付書類により申込みを受けるものとする。

なお、申請書様式は任意とし、下記に掲げた必要事項を記載し、添付書類を提出することとする。

ア 記載事項

申請者の住所又は所在地、申請者の氏名または名称及びふりがな、性別、生年月日、連絡先、使用日時、使用施設又は財産の名称及び所在地、使用部分、作品名、主な出演者名、放映等予定年月日、施設立入り予定人数、制作者又は制作会社の氏名又は名称、住所又は所在地、担当者の氏名及びふりがな、住所、性別、生年月日、(携帯)電話番号、暴力団等ではないことの誓約、申請者が企業・団体の場合は全役員の役職名、氏名、ふりがな、性別、生年月日並びに住所

イ 添付書類

企画書、脚本(シナリオ)、スケジュール表、その他施設管理者が指示するもの

(2) 事前調整

前号の申込みを受けた施設管理者は、第2条の受入れ基準に合致するかどうかを確認するとともに、撮影規模に応じた段取りや管理体制、危険度に応じた保安要員の確保等について必要な指示を行う。

(3) 使用許可等

施設管理者は、第2条の受入れ基準に合致していることが確認でき、かつ前号の事前調整が整った場合は、群馬県公立大学法人施設等貸付規程により使用を許可する。

(現場管理)

第5条 施設管理者は、使用許可をするに当たり、当該ロケーション撮影利用の内容や規模等により、必要に応じ次の各号を参考に遵守事項を定めることができる。

- (1) スタッフの名簿や車両の一覧を提出するなど、県有施設等への立入り状況を明らかにすること。
- (2) 車両については、(施設敷地内を利用するかどうかの調整も含め) 駐車場所を事前に確保すること。
- (3) 撮影で使用する本学所有施設等の場所、時間及び目的を掲示板等を用いて明示し、学生及び教職員等の理解を求めること。
- (4) 使用を許可した場所及び目的以外の使用は一切行わないこと。
- (5) 本学所有施設等の設備、器具备品等の使用に際しては、取扱いに細心の注意を払い、移動する場所は施設管理者の指示に従うこと。
- (6) ロケーション撮影を行う者は、撮影利用中に備え保険(施設賠償責任保険、国内旅行傷害保険等)に加入すること。
- (7) ロケーション撮影利用に際し電気、水道、冷暖房等を使用する場合は、使用方

法、使用場所及び費用負担等について事前に施設管理者と協議を行い、具体的な指示を受けるものとする。

(8) ロケーション撮影利用に関して発生したゴミ等はすべて持ち帰り、廃棄処分等適切に行うこと。

(9) 本学所有施設等は、全面禁煙とする。喫煙行為の撮影が必要な場合は、施設管理者と事前に協議を行うこと。

(10) 事故やトラブルが発生した場合は、状況の如何に関わらず直ちに撮影を中止し、施設管理者の指示に従うこと。

2 施設管理者は、利用者がロケーション撮影利用に関する遵守事項及び指示事項を守らない場合、または申請者が群馬県暴力団排除条例第2条の各号に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等であることが判明した場合は、ロケーション撮影を中止させるとともに使用許可を取り消すことができる。なお、この場合にあっては、当該利用者のロケーション撮影利用を当分の間認めないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、本学所有施設等のロケーション撮影利用に関し疑義がある場合は、その都度関係者を集めた協議会等を設置し、問題解決に当たるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年6月12日から施行する。